

[事案 2023-106] 手術給付金支払請求

・令和5年10月24日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の手術に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右環指軟部腫瘍により四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術を受けたため、平成22年3月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、入院給付金等は支払われたが、約款所定の手術に該当しないとして、手術給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、本手術が約款に定められている手術給付金の支払対象となる手術に該当しないとしているが、約款を見るのは保険証券と同封されて送付されてきた時が初めてである。約款の内容は専門用語も多く理解が難しく、給付金対象外の手術があることなど全く認知できていなかった。
- (2) 自分は、平成23年8月に白内障の手術により給付金を受給したが、その手術時間は10分程度であり、それに比べて本手術はかなりの時間を要し、身体的苦痛も比べものにならないもので、軽微な手術と言われても納得できない。

<保険会社の主張>

本手術は、約款に定められている手術給付金の支払対象となる手術のいずれにも該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。